# 法科大学院生に対する経済的支援

### 1. (独)日本学生支援機構による奨学金

#### (1)無利子奨学金

- ① 大学及び大学院の成績が特に優れた学生(大学の推薦による)
- ② 本人の収入金額合計(配偶者の収入を含む):486 万円以下(目安)
- ③ 平均貸与額:年間 100 万円【月5・8.8 万円から学生が選択】
- ④ 返還期間:20年間
- ・ 成績優秀者には返還免除制度(貸与修了者のうち、100分の30が対象。そのうち上位 1/3は全額免除。以外の2/3は半額免除)
- ・ 卒業後低収入(給与所得の場合 300 万円以下)の場合は返済猶予 (注)無利子貸与(20 年返済)は、民間の教育ローン(金利4%の場合)6割と無償給付4割を組 み合わせたものと同じ。
- ⑤ 貸与人員:4,327人(法科大学院生(12,879人)の約34%)

(注)24 予算の全体の無利子貸与者数は 2.5 万人増の 38.3 万人

## (2)有利子奨学金(低利(原則国債長期金利。年3%上限)返済。在学中無利子)

- ① 学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生(大学の推薦による)
- ② 本人の収入金額合計(配偶者の収入を含む):536 万円以下(目安)
- ③ 平均貸与額:年間 160 万円【月額5・8・10・13・15・19・22 万円から学生が選択】
- ・ 卒業後低収入(給与所得の場合 300 万円以下)の場合は返済猶予
- ⑤ 貸与人員: 2,476 人(法科大学院生数の約 19%)(注) 24 予算の全体の貸与人員は 4.2 万人増の 95.6 万人
- ⑥ 入学時特別増額貸与奨学金【10・20・30・40・50 万円の中から学生が選択】

#### 2. 授業料減免

- 国立大学は学部・修士で 4.1 万人分(24 予算+0.5 万人)を予算措置
- 私立大学は学部・院あわせて 3.4 万人分(24 予算+0.1 万人)を予算措置